平成２４年（フ）第７４号
愛知県一宮市大宮１丁目７番４―401号　パラデイゾ．デイ．ステラ
債務者　澤　　辰彦
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１２４号
埼玉県草加市西町125番地11　ファミーユ福島202号
債務者　関水　正二
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１４０号
埼玉県吉川市木売２丁目13番地９　１号、旧住所埼玉県吉川市大字吉川1623番地
債務者　會田　　勉
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１７０号
埼玉県越谷市大字袋山1353番地２　クレストメゾン大袋202
債務者　遠藤　　章
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第８２号
千葉県船橋市前原東５丁目42番９号　コーポイトウ101号
債務者　加藤　広巳
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１４３号
千葉県市川市新井３丁目８番４号第３ハイツ松清106号
債務者　浜田　咲智
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２４０号
千葉県船橋市二宮１丁目16番７号　やよいハイツ103号
債務者　長峰　嘉則
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２４１号
千葉県船橋市二宮１丁目16番７号　やよいハイツ103号
債務者　長峰　仁美
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２７２号
千葉市花見川区花見川８番16棟202号
債務者　渡辺悦子こと　渡辺　悦己
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２８８号
千葉県市川市新田３丁目26番12号　ベルゾーネ山崎202号
債務者　池谷ひろ子
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２９３号
千葉市美浜区打瀬２丁目５番地　パティオス３番街508号
債務者　荒木万紀子
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２９８号
千葉市中央区宮崎町523番地１　サラベルナール宮崎101号
債務者　谷口　勝一
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４５号
千葉県佐倉市生谷1568番地59
債務者　小川由美子
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第５８号
千葉県佐倉市井野1067番地59
債務者　小林　裕子
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第６６号
千葉県印旛郡栄町安食3789番地
債務者　小林　政弘
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第７０号
千葉県成田市西三里塚１番地1209
債務者　中橋ふみ子
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第７７号
千葉県印旛郡酒々井町中央台３丁目１番　７棟303号
債務者　保坂　伸治
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部